

考へて見よ

○ 諸君は先ず、除く安んずるの
高に、生活維持に必要でない
か、いかに働かざる月未の期定
が、思ひに、未始、唯、のいや
な思ひをしたる事、ないか

考へて見よ、諸君は、本會、
社の上、働かざる、か、上、不
働する、取、働かざる、人、知、し
ず、働かざる、流、い、か、か

考へて見よ、諸君、い、か、か
可い、事、か、此、何、に、成、た
ら、し、と、思、ひ、働、か、さ、る、も、ら
出来、なく、て、取、働、か、さ、る、や、う
な、思、ひ、し、た、ら、な、い、か

考へて見よ、諸君、諸
君、の、小、組、に、働、か、さ、る、者、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、中、に、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、者、も、
も、つ、と、上、の、働、か、さ、る、者、と、
い、て、見、る、と、事、實、上、に、
必、ず、区、別、を、し、な、さ、な、い、か

考へて見よ、諸君、諸
君、が、さ、う、し、た、ら、ば、思、ひ、に
か、さ、る、の、上、に、諸、君、が、働、か、さ
ら、ず、居、る、の、上、に、働、か、さ、る、者、
か、ら、で、な、い、か

考へて見よ、諸君、諸
君、の、小、組、に、働、か、さ、る、者、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、中、に、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、者、も、
も、つ、と、上、の、働、か、さ、る、者、と、
い、て、見、る、と、事、實、上、に、
必、ず、区、別、を、し、な、さ、な、い、か

考へて見よ、諸君、諸
君、が、さ、う、し、た、ら、ば、思、ひ、に
か、さ、る、の、上、に、諸、君、が、働、か、さ
ら、ず、居、る、の、上、に、働、か、さ、る、者、
か、ら、で、な、い、か

た、働、か、さ、る、者、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、中、に、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、者、も、
も、つ、と、上、の、働、か、さ、る、者、と、
い、て、見、る、と、事、實、上、に、
必、ず、区、別、を、し、な、さ、な、い、か

考へて見よ、諸君、諸
君、の、小、組、に、働、か、さ、る、者、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、中、に、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、者、も、
も、つ、と、上、の、働、か、さ、る、者、と、
い、て、見、る、と、事、實、上、に、
必、ず、区、別、を、し、な、さ、な、い、か

考へて見よ、諸君、諸
君、が、さ、う、し、た、ら、ば、思、ひ、に
か、さ、る、の、上、に、諸、君、が、働、か、さ
ら、ず、居、る、の、上、に、働、か、さ、る、者、
か、ら、で、な、い、か

考へて見よ、諸君、諸
君、の、小、組、に、働、か、さ、る、者、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、中、に、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、者、も、
も、つ、と、上、の、働、か、さ、る、者、と、
い、て、見、る、と、事、實、上、に、
必、ず、区、別、を、し、な、さ、な、い、か

考へて見よ、諸君、諸
君、が、さ、う、し、た、ら、ば、思、ひ、に
か、さ、る、の、上、に、諸、君、が、働、か、さ
ら、ず、居、る、の、上、に、働、か、さ、る、者、
か、ら、で、な、い、か

考へて見よ、諸君、諸
君、の、小、組、に、働、か、さ、る、者、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、中、に、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、者、も、
も、つ、と、上、の、働、か、さ、る、者、と、
い、て、見、る、と、事、實、上、に、
必、ず、区、別、を、し、な、さ、な、い、か

考へて見よ、諸君、諸
君、が、さ、う、し、た、ら、ば、思、ひ、に
か、さ、る、の、上、に、諸、君、が、働、か、さ
ら、ず、居、る、の、上、に、働、か、さ、る、者、
か、ら、で、な、い、か

考へて見よ、諸君、諸
君、の、小、組、に、働、か、さ、る、者、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、中、に、も、
働、か、さ、ら、ず、居、る、者、も、
も、つ、と、上、の、働、か、さ、る、者、と、
い、て、見、る、と、事、實、上、に、
必、ず、区、別、を、し、な、さ、な、い、か

暫定規約(草案)

第一章 總則

第一條 本會は則武陶工組
合と稱し日本製陶労働同
盟に加盟す

第二條 本會は日本陶器株
式會社及其附屬工場及從
業する製陶産業労働者を
以て組織す

第三條 本會は日本製陶勞
働同盟の綱領に基づき勞
働状態の改善向上を圖る
を以て目的とす

第四條 本會は前條の目的
を達成する爲に左の各種
事業を営む

一、労働生活状態の調査
二、出版、教育、講演會、講習
會、夜學科等の開辦
三、労働争議の調査調停
四、共同購買事業の經營
五、共済組合の經營
六、其他労働者の福利を
増進するに必要なる一切
の事業

第五章 組織

第五條 本組合員を分ちて
左の五部を置く

一、書工部
二、陶工部
三、雑工部
四、婦人部(陶工婦人會)
五、少年部(陶工少年團)

第六條 書工部は本組合に
加盟する書工部を以て組
織し部長一名理事若干名
を置く

第七條 陶工部は本會に加
盟する製陶工全部を以て
組織し部長一名理事若干
名を置く

第八條 雑工部は本會に加
盟する多様な荷役夫運搬
夫其他の従業者を以て組

織し部長一名理事若干名
を置く

第九條 婦人部は本會に加
盟せる十五歳以上の婦人
全部を以て組織し部長
(會長と稱することを得)

第十條 少年部は本會に加
盟せる十四歳以上十八歳
以下の男子を以て組織し
部長(團長と稱すること
を得)一名部長若干名を
置く

第十一條 婦人部及少年部
細則は別に之を定む

第四章 執行機關

第十二條 本會に左の役員
を置き中央委員會、聯合
理事會、評議員會、大會、
等の決議に従ひ會務を執
行せしむ

一、組合長一名
二、副組合長一名
三、部長五名
四、主事一名
五、會計一名

第十三條 前條の規定に依
る役員會議は中央委員會
と稱す

第十四條 組合長は本會を
代表して一切の會務を統
理す

第十五條 副組合長は組合
長の職務を補佐し組合長
事故ある時はその職務を
代行す

第十六條 部長は各部の
事務を管理し執行す

第十七條 主事は組合長の
指示を受け一切の會務を
處理す

第十八條 會計は主事の
指示を受けて會計事務を
處理し中央委員會、聯合
理事會、評議員會、大會等

に會計状態を報告する職
務を有す

第十九條 組合長、副組合
長、主事、會計は大會又
は評議員會に於て公選す

第二十條 部長は各部總會
又は評議員會に於て公選
す

第二十一條 各部理事は組
合員五十名に付二名の割
合にて選出し中央委員會
の指示を受けて會務を執
行す

第二十二條 中央委員會は
一ヶ月に一回以上開會し
組合長を議長とす

第二十三條 聯合理事會は
二ヶ月に一回以上開會し
組合長之を召集す但し中
央委員會に於て必要と認
めたる時は臨時會を召集
することを得

第二十四條 中央委員會に
於て必要と認めたる時は
書記或は専門委員を任命
して主事會計の職務を補
佐せしむることを得

第二十五條 中央委員會に
於て必要と認めたる時は
組合長主事書記其他の役
員を右給し相當の給與
を爲すことを得

第五章 決議機關

第二十六條 本會の會務を
審議決定する爲に左の各
種機關を置く、大會、二
評議員會、聯合理事會
四、中央委員會

第二十七條 中央委員會及
聯合理事會は第五章の規
定に依り執行機關を兼ね
臨時重要の會務を決定す

第二十八條 評議員會は四
ヶ月に一回以上開會し重
要なる會務を決定す

第二十九條 評議員會議長

は評議員中より公選す

第三十條 評議員は組合員
十名に付一名の割合を以
て選出す、但少年部を除
く

第三十一條 大會は組合員
の總會にして毎年一回以
上組合長之を召集す、但
し組合員總數五百名以上
に及ぶ時は評議員會を以
て之に代行する事を得

第三十二條 評議員、理事
中央委員會役員等の任期
はすべて一ケ年とす、但
し再選を妨げず

第六章 會計

第三十三條 本會の經費は
總會員の會費、中央委
員會の承認を経たる寄附
金等を以て之を充て、但
し必要ある場合は評議
員會の承認を得て臨時費
を募集することを得

第三十四條 會費は十八歳
以上は一ヶ月金參拾錢、
婦人部及少年部は各拾五
錢とす

第三十五條 會費は各部長
理事、評議員等に於て徵
集し會計之を保管す

第三十六條 評議員中より
會計監査役一名を選任し
會計事務を監査せしむ

第三十七條 會計監査役は
不審何時にても會計事務
を監査する権限を有し評
議員會に會計事務を報告
せしむる責任を有す

第三十八條 會費寄附金等
は一切選取立す

第七、加入及脱退

第三十九條 組合員の加
入脱退は組合長又は主事
之を處理す

第四十條 二十名以上の團
体の加入又は脱退は中央

委員會の決議を経て決
定す

第四十一條 組合員の体面
を汚すべき行為ある者は
中央委員會の決議を以て
之を除名す

第四十二條 被除名者異議
ある時は次期一回に限り
評議員會に再審査を要求
することを得

第四十三條 評議員會前條
の申立を受理する時は中
央委員會の決議はその効
力を失ふ

第八章 支部

第四十四條 日本陶器株式
會社に從屬する工場にて
會員二十名以上を有する
時は支部を置くことを得

第四十五條 支部は會員一
名に付會費一ヶ月金廿五
錢(婦人部少年部は各十
錢)を納入するものとす

第四十六條 支部長は中央
委員會の部長に準じ其他
の役員はすべて本部役員
に同じ

第四十七條 支部規約は中
央委員會の承認を要す

第九章 附則

第四十八條 本規約は大會
出席者三分の二以上の同
意あるに非ざれば變改す
ることを得ず

第四十九條 共済事業及共
同購買事業は關する細則
は別に之を定む

第五十條 本規約は第二回
大會に於て審議決定を得
たる日よりその効力を發
生す

大正十四年 月 日

日本製陶労働同盟

則武陶工組合